

公募型プロポーザルの実施（公告）

「長崎のおもてなし力」向上支援事業業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年4月25日（金）

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業務の名称 「長崎のおもてなし力」向上支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別添実施要領による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

指定する期日までに公募型プロポーザル参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人及び未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県、国及び他の地方自治体から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) この公告の日から見積執行期日の前日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル実施要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで11に定める機関で配布するほか、次に示す長崎県のホームページに掲載して配布する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/kanko-nyusatsu/kankou-koukoku/>

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい事業者は、参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 11に定める機関
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期間 令和7年4月25日（金）から令和7年5月9日（金）までの間（県の閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和7年5月20日（火）までに申請者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 11に定める機関
- (3) 提出部数 5部（正1部、副4部）
※審査に公平を期すために、副本には会社名を記入しないこと。
※副本については、あわせて、電子メール（PDF）でも提出を行うこと。
- (4) 提出期限 令和7年5月28日（水）午後5時まで
（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、「長崎のおもてなし力」向上支援事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 長崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 見積執行期日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

11 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁 5 階
（名称）長崎県 文化観光国際部 観光振興課 観光産業振興班
（電話）095-895-2644 （FAX）095-826-5767
（メール）s38030@pref.nagasaki.lg.jp

12 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- （2）この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書 4 に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- （3）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。